

第76号議案

春日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。